

行政文書一部公開決定通知書

平成25年11月20日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長



平成25年10月20日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には、公開することができない部分があることを御了承ください。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	平成24年の速度違反検挙件数 1 港北警察署の横浜環状2号線（主要地方道17号線）における違反登録数 2 第一交通機動隊の横浜環状2号線（主要地方道17号線）における違反登録数 3 磯子警察署の国道16号および国道357号線における違反登録数 4 金沢警察署の国道16号および国道357号線における違反登録数 5 第一交通機動隊の国道16号および国道357号線における違反登録数
公開することができない部分及び理由	(公開することができない部分の概要) ・各路線ごとの件数 神奈川県情報公開条例第5条第4号及び第6号該当  (理由) ・交通違反取締事務に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するため。 ・犯罪の捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するため。
行政文書の公開の期日及び場所	平成 年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分までの間に、 (神奈川県県政情報センター（県庁第二分庁舎1階）)にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で事務担当課室まで御連絡ください。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、 同日以後に改めて公開請求をしてください。
事 務 担 当 課 室	交通部交通指導課  電話番号 045-211-1212 内線 5131

- 備考 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。  
2 「行政文書の公開の期日及び場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。  
3 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。  
4 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる時に記入してあります。